

耐震担当窓口（令和6年4月現在）

市町村名	担当課	連絡先
徳島市	建築指導課	088-621-5272
鳴門市	まちづくり課	088-684-1164
小松島市	住宅課	0885-32-2120
阿南市	住宅課	0884-22-3431
吉野川市	建築営繕室	0883-22-2224
美馬市	住宅・拠点整備課	0883-52-5612
三好市	管理課	0883-72-7681
石井町	危機管理課	088-674-1171
牟岐町	建設課	0884-72-3418
美波町	消防防災課	0884-77-3619
海陽町	建設防災課	0884-73-4159
つるぎ町	管理防災課	0883-62-3111

徳島県住宅課	088-621-2598
--------	--------------

相談窓口

無料

建築物耐震相談所

開催日：毎月第2・第4水曜日 13時～17時
※事前予約が必要です。

【一社】徳島県建築士事務所協会 事務局内
徳島市幸町3丁目55番地 自治会館2F
TEL:088-652-5862



●編集・発行
徳島県県土整備部 住宅課
一般社団法人 徳島県建築士事務所協会

緊急輸送道路沿道
建築物の耐震化に
ご協力ください！



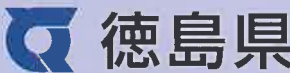
緊急輸送道路は、災害発生時の救急救命・消火活動、物資輸送、復旧復興の大動脈であり、沿道にある建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、県民の生命と財産を守るため極めて重要です。
このため、徳島県では、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成25年11月25日改正)及び徳島県耐震改修促進計画(平成26年3月改定)により、緊急輸送道路のうち広域的な避難のために特に重要な5路線(延長253km)を指定し、沿道建築物の所有者に耐震診断を義務付けるとともに、市町と連携して耐震化の助成制度を拡充しました。
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化はまったなしの状況です。建築物の所有者の皆様の御理解と御協力をお願いします。



義務化対象路線

- 国道11号線 徳島市～鳴門市(香川県境)
- 国道32号線 三好市(香川県境)～三好市(高知県境)
- 国道55号線 徳島市～海部郡海陽町(高知県境)
- 国道192号線 徳島市～三好市(愛媛県境)
- 国道193号線 美馬市(香川県境)～国道192号線(美馬市)

＊国道55号線のうち「大林北交差点から津乃峰東分交差点までの間」は、「県道130号大林津乃峰線」が義務化対象路線です。



義務化対象建築物

次のいずれにも該当する建築物です。「通行障害既存耐震不適格建築物」といいます。

〔ア〕 県が指定した道路〔＊1〕に敷地が接する建築物

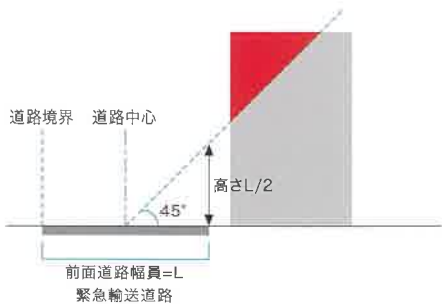
〔イ〕 昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した建築物（旧耐震基準〔＊2〕）

〔ウ〕 建築物のそれぞれの部分から道路の境界線までの水平距離に、前面道路の幅員の2分の1（幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものに相当する高さを超える建築物

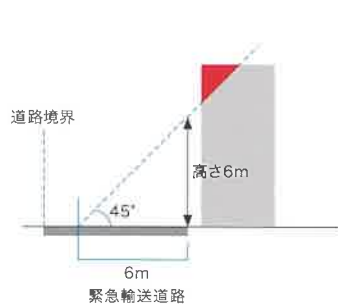
〔＊1〕 国道11号、32号、55号、192号、193号の5路線（延長253km）

〔＊2〕 昭和56年の建築基準法改正で導入された耐震基準（新耐震基準）より以前の基準

①道路幅員が12メートルを超える場合



②道路幅員が12メートル以下の場合



所有者等の義務

義務化対象建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告してください。

① 義務化対象建築物であることの確認

② 耐震診断の実施〔＊3〕

③ 耐震診断結果の報告（義務）

「耐震診断の結果の報告書」を所管行政庁〔＊4〕に提出してください。

④ 耐震改修等の実施（努力義務）

〔＊3〕 耐震診断を実施する耐震診断者には、国土交通大臣が定める登録資格者講習を修了した建築士（一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、それぞれ設計できる範囲内の建築物）などの資格要件があります。

〔＊4〕 所管行政庁は、徳島市と徳島県（徳島市以外）です。

なお、耐震診断の結果は、報告期限ごとにとりまとめて公表されます。

耐震診断補助

補助率

原則として、100％補助です。（補助については期限があります）

補助金額

A、Bのうち低い額（1,000円未満切り捨て）

A 実際に要する費用（税込み）

B 補助対象限度額

1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡
1,000～2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡
2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡

ただし、図書の復元や評価機関の費用は、157万円を限度として加算できる。

補助金額の計算例

延べ床積が3,200㎡で、図面復元と
評価費用が157万円以上の場合

$$\begin{array}{r} 1,000 \times 3,670 \\ 1,000 \times 1,570 \\ 1,200 \times 1,050 \\ + 1,570,000 \\ \hline 8,070,000 \text{円} \end{array}$$

実際に要する費用がこれを上回る場合、
限度額はこの807万円となります。

Q & A

Q 耐震診断を実施する場合、自己負担は必要ないのですか？

A 補助限度額は、標準的な耐震診断を想定した額を設定しています。
図面の復元が必要な場合や複雑な構造の場合は、自己負担が生じる場合があります。

Q 耐震診断の結果、耐震性が十分でない場合、耐震改修をしなければならないのですか？

A 耐震改修実施の義務付けはありません。耐震改修や除却・建替えについて
検討を行ってください。（努力義務）

Q 耐震改修に対する助成制度はありますか？

A 耐震改修等の助成制度については、市町の耐震担当窓口にお問い合わせください。

Q 耐震診断結果の報告をしないとどうなりますか？

A 診断義務付けの建築物の所有者に対して報告を行うよう命ずることがあり、
命令の内容は公表されます。命令に従わない場合は、100万円以下の罰金の対象となります。

補助申請手続きの流れ

